明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**二）　一
〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**三）　二
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**四）　五
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**五）　一〇
〔官庁報告〕
法　務
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　一三
国家試験
令和五年度秋期情報処理安全確保支援士試験合格者（経済産業省）　一六
令和五年度秋期情報処理技術者試験合格者（同）　一三
〔公　告〕
諸事項
**官庁**
製造たばこ小売定価関係　四
**裁判所**
破産、免責、再生関係　六
**特殊法人等**
独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定令和五事業年度上半期決算、参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、企業年金基金変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六
**地方公共団体**
教育職員免許状失効関係　七
**会社その他**
**会社決算公告**　八三

## 省令

**○農林水産省令第二号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十五日

農林水産大臣　坂本　哲志

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定に傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第１（第２条、第４条及び第５条関係） | | | |
| 動物用医薬品 | 動物用医薬品<br>使用対象動物 | 用法及び用量 | 使用禁止期間 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（１mL当たりマルボフロキサシン100mg以下を含有するものに限る。） | （略） | （略） | （略） |
| マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（前項に掲げるものを除く。） | 牛 | １日量として体重１kg当たり10mg以下の量を静脈内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前48時間 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 注　１～20　（略） | | | |

| 改正前 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第１（第２条、第４条及び第５条関係） | | | |
| 動物用医薬品 | 動物用医薬品<br>使用対象動物 | 用法及び用量 | 使用禁止期間 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤 | （略） | （略） | （略） |
| （新設） | （新設） | （新設） | （新設） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 注　１～20　（略） | | | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。